

宮前区



■人口 211,907人 ■世帯数 87,848世帯
■面積 18.60 km²
(平成19年10月1日現在)



区の概況

- 宮前区は昭和57年7月に高津区から分区して誕生した、麻生区と並んで最も新しい区です。市の北西部、多摩丘陵の東の端に位置し、平瀬川や有馬川と矢上川流域の谷戸と丘陵から構成された起伏の激しい地域です。横浜市に隣接しており、区内を東西に貫く東急田園都市線に沿って、横浜市青葉区とともに内陸丘の手と呼ばれる田園都市エリアを形成しています。
- 昭和40年の人口は4万人弱でしたが、昭和41年、溝の口～長津田間に東急田園都市線が開通、昭和43年、東名高速道路の開通・東名川崎インターチェンジ開設などにより、飛躍的に交通が発達しました。これに伴い、郊外住宅地としての開発が相次ぎ、現在の住宅地が形成され、都市化が進み、現在の人口は21万人を超えています。今もなお、田園都市線急行を利用して渋谷まで20分弱の利便性が買われて、都心に通勤するサラリーマンに人気があり、分譲マンションを中心とした宅地開発が続いています。このため、「宮前区生まれの宮前区育ち」の区民が少なく、いわゆる新住民を中心とした地域が数多く形成されています。
- 東京のベッドタウンとして急成長してきた宮前区は典型的な新興住宅地であり、区内のほとんどの土地利用は住宅系で、本市には珍しく工業地域はありません。また、昔からの商店街が数多く残る他の区とは異なって、大規模な商店街はないものの、ディスカウントショップやスーパーなどの大規模小売店舗が区内に点在し、川崎区に次いで2番目に多い店舗数になっています。一方、区境の尾根に沿って、県立東高根森林公園、生田緑地、菅生緑地、野川緑地群とつながる公園・緑地や斜面緑地等が緑の回廊として残っており、宮前メロンや梨づくりなどの農業も盛んで、全市で最も農家の多い区です。
- このように宮前区は、豊かな緑を活用しながら、東京への利便性を生かしたベッドタウンとして発展してきました。



カッパーク鷺沼の遠景



北部市場で開催されている宮前区民祭

■ まちの現状

(1) 人口・世帯数

宮前区の人口は、平成19年10月で約21万人であり、平成14年と比較すると約9,000人増加しています。年齢別人口は、年少人口が15.4%と全市で最も子どもの割合が高く、老年人口は14.2%と全市平均と比べ少ない傾向にあります。しかし、宮前区が全市で最も老年人口の割合が低かった平成12年との比較では全市最高の4.7ポイントの上昇となっており、急速に高齢化が進んでいます。夫婦と子どもの世帯で宮前区に転入し、子どもの独立に伴って高齢夫婦のみの世帯が増加していると思われます。

宮前区の世帯数は、平成19年10月で約8万7千世帯であり、平成14年と比較すると約6,400世帯増加しています。1世帯あたり人員は2.4人で緩やかな減少傾向にあります。

(2) 地域活動の状況

① 町内会・自治会加入率

町内会・自治会の加入率は全市的に減少傾向にありますが、宮前区では平成13年度から0.2ポイント上昇し、平成18年度の加入率は69.4%となっています。

② 民生委員・児童委員数の概況

民生委員・児童委員の1委員あたりの受持世帯数は全市的に増加傾向にあり、平成18年の全市平均が430世帯となっています。宮前区は、高津区に次いで2番目の466世帯となっており、民生委員・児童委員の負担が年々増加してきました。

③ 共同募金実績額

宮前区の共同募金実績額は、例年約2,200万円と全市の中では少ない実績が続いています。

④ 老人クラブ加入率

老人クラブの加入率は、高齢化の進展とは反対に、全市的に減少傾向にあります。宮前区では、区内に住む高齢者の約1割の方が会員となっています。

(3) 障害者手帳交付数

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳交付数は、全市的に増加傾向にあり、宮前区では、平成18年度に3,933人となっています。区内総人口に対する割合は、1.9%と全市平均と比較して若干少ない傾向にあります。

② 療育手帳

知的障害者の手帳交付数は、全市的に増加傾向にあり、宮前区では、平成18年度に933人となっています。区内総人口に対する割合は、0.4%と全市平均と同じとなっています。

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の手帳交付数は、全市的に増加傾向にあり、宮前区では、平成18年度に5年前と比べて約2倍の567人となっています。区内総人口に対する割合は、0.3%と全市平均と同じとなっています。

■ 第1期計画での取組事例

● 宮前区地域ポータルサイト「みやまえぼーたろう」の開設・運用



(イメージキャラクター「ぼーたろう」)

宮前区役所では、平成18年7月にインターネットを利用した、地域ポータルサイトを開設し、地域の情報を住民に届けるとともに掲示板を利用した区民の情報交換を促進しています。【<http://miyamae-portal.net/>】

●ヘルスUP²みやまえの実施

宮前区役所では、小学生、妊婦や男性向けの料理教室を年間約20回開催しました。また、小中学生・高校生を対象にした、たばこの喫煙予防教育などの健康に関する学習会を区内の全ての学校に呼びかけながら実施しました。このように、心と体の健康づくりを区民に広めました。



宮前市民館にて開催した「おやこ料理教室」

●「よろずシニア本舗・みやまえ」の開設



「よろずシニア本舗・みやまえ」の様子

宮前区役所では、団塊・シニア世代の方を対象に地域活動のノウハウや人生設計をアドバイスするための相談窓口として「よろずシニア本舗・みやまえ」を平成19年3月に開設しました。

「地域活動やボランティア活動に参加したいので、地域の団体を教えてほしい」といった相談が寄せられています。

●「ちょこっとベンチ」の提唱

宮前区役所では、宮前の坂を楽しく上り下りするために、地域住民の手により坂の途中にベンチを設置することを提唱してきました。野川地区では、場所の提供を含めて、地域の方達が自主的にベンチを設置することで、陽だまりの中でくつろげる場づくりに取り組んでいたできました。



「ちょこっとベンチ」第1号

●「保健福祉センターご案内」の発行



保健福祉センター健康・福祉だより(保健福祉センターご案内)

宮前区役所では、今までに業務案内や地域福祉の広報に関する情報誌を発行し、区内への全戸配布などを行うことで区民に御活用いただきました。

これまでに、第1期地域福祉計画の概要及び第2期地域福祉計画策定スケジュールの紹介や学識経験者・地域住民との地域福祉に関する座談会記事を掲載しました。また、地域の福祉団体・機関の紹介として、宮前区社会福祉協議会やふれあい子育てサポートセンターを取り上げました。

■第2期計画へ向けた課題への対応

1 地域の生活課題

地域福祉計画は地域の方が主役の計画であり、宮前区では、多くの区民の皆様の声を参考にして第2期計画を検討しました。まず、平成18年8月から9月に実施した区内の地区別意見交換会で参加者の皆さんが日ごろ感じている生活全般にかかわる問題を出し合いました。さらに、平成18年度中に地域福祉実態調査や市民アンケート調査などを実施し、併せて地域の生活課題としてまとめました。平成19年度には、「宮前区保健福祉のまちづくり推進会議」を設置し、集約した地域の生活課題に基づいて第2期計画の策定を進めました。

宮前区では、解決策を検討するため、地域の生活課題を次の通りキーワードごとに整理しました。

(1)人材：保健福祉活動への関心や担い手が必要

宮前区民は保健福祉に関するボランティア経験者が7.6%と全市平均と比べて少なく、活動のきっかけが「人の役に立ちたいから」よりも「学校の授業などで機会があったから」「友人、知人、家族から誘われたから」の割合の方が高い唯一の区です。働き盛りの区民(現役世代)には福祉のことが分からない方や無関心な方が見受けられ、地域福祉計画は子どもや子育て中の家庭にはほとんど知られていません。多数の区民が知らないまま、一部区民・団体・事業者や行政が福祉活動にかかわっているのが現状です。

こうした中で、既に活動されている方々からは「登下校の見守りが負担」などの素直な声が地区別意見交換会で聞かれました。

今後、団塊の現役世代が定年となり、元気で活躍される高齢者となって地域に戻られる一方で、子どもも多い区であることから、子どもや高齢者への福祉活動に対する理解が求められています。

(2)機会・交流：地域住民としてのつながりが感じにくい

宮前区では近隣と親しい付き合いをしている区民の割合が38.4%と全市で最も低い状況にあります。昼夜間人口比率が70.1%と全市で最も差が大きく、多くの区民が日中は区外に通勤・通学していることから地域とのかかわり感が薄い住民が増加していることが推測されます。しかし、全市で最も割合の高い80%近い区民が日常的な交流や助け合いの必要性を感じている区であり、地区別意見交換会や推進会議からは「新旧住民の交流の場が必要」「障害者を含めた区民が集える場所が必要」等の意見が提案されていることから、住民同士の交流の必要性を感じていることがうかがえます。今後の課題となる交流の場として、余裕教室や空き店舗の活用が必要です。

(3)情報：地域内で情報が共有されていない

区内では、宮前区社会福祉協議会がボランティア活動情報の提供や相談、移送サービス事業、車いすの貸し出しなどの事業を行っていますが、宮前区社会福祉協議会が行っている事業は子どもや子育て中の家庭にはあまり知られていません。区民からは、今後の生活上の協力者として、宮前区社会福祉協議会や民生委員、ボランティアへの期待が少なくありませんが、ほとんど利用はされていません。障害者には民生委員の所在が分からないことや、小中学校さえもが民生委員の担当地区を完全に把握できていないことが推進会議の中で指摘されています。

また、子育て中の家庭や現役世代は区民交流のきっかけとなるイベント情報が不足していると感じています。地区別意見交換会、平成18年度宮前区地域福祉実態調査、推進会議からは、「市民活動拠点が不足している」「公園がない」「子どもの遊び場が少ない」といった活動場所に関する声が上がってきますが、「各種施設の周知度の向上が必要」との意見もあり、単純に、活動場所不足とはいえないとの見方もあります。

このように、地域で活動する団体やボランティアの姿が区民には見えにくいことや、地域の施設や行事の情報が地域住民には共有されていないことがうかがえます。ただし、行政による情報の提供効果には限界があることから、地域住民の協力が不可欠です。

(4)交通・安心：坂道が多く、活動しにくい

地区別意見交換会では、宮前区には坂が多く交通アクセスも良くないことから、高齢化の進展に伴う交通弱者の増加への危惧が聞かれました。また、非行・犯罪に対する地域住民の不安も明らかになりました。このように、丘陵地が開発されて宅地化された宮前区は、坂道が多く、高齢者や障害者が歩くには優しい環境とはいえません。その上、狭隘道路も多く、混雑を避ける車が生活道路にも侵入してきますので、交通量も多く安全性に問題があることがうかがえます。公共交通機関の便も良くないため、閉じこもりがちな高齢者が増える可能性があり、障害を持つ区民や子育て中の家庭から交通の利便性に対する要望も多く、対応が求められています。

2 課題解決への方向性

(1)人材：区民と行政が協働して地域福祉に参加すること

宮前区は、地域によっては、既に「ご近所支援システム」などの団体による地域活動が盛んな区です。さらに地域の福祉活動を広めるためには、区民一人ひとりが、地域住民であり、地域福祉の参加者であるという意識を高めることが必要です。そのために、地域住民には福祉への関心を持つことが求められています。区内の多くのボランティア活動や団体・事業者による個々の福祉活動が広く区民に伝わり、理解が深まる必要があります。また、子どもたちの多感な成長過程において福祉のまなざしを育てる取組を多くの宮前の子どもたちが体験（感）できるよう支援していくことが求められています。特に、宮前区の元気な高齢者は学習意欲が旺盛であり、一方、子どもたちは保育・高齢者などの様々な疑似体験に興味を示しています。

区役所は、一方的に事業を行うのではなく、いろいろな機会を活用して地域に出向き、住民とのやりとりをしながら、福祉の事業について伝える機会を増やすことで、地域福祉を進めていきます。

(2)機会・交流：地域の連携を強化し、地域力を向上させること

地域福祉への関心を高めた個々の区民が、地域住民として実際の地域の活動に参加するには地域コミュニティや他の区民との結びつきが必要です。そのためには、(小)地域で既に行われている福祉活動や様々なイベント、防犯・防災のための取組などを通して区民の交流を活発にすることが大切です。さらに、このようにしてつくられた団体や地域の個々の活動をつなぐことにより地域福祉活動に大きな相乗効果が期待できます。

区役所は、区民交流のきっかけづくりを行い、団体・事業者による活動の連携を支援します。それによって、地域内の連帯が強化され、生活課題を地域で解決する力、すなわち地域力が強化されることを期待しています。

(3)情報：地域の福祉情報を効果的に収集・提供していくこと

区社会福祉協議会、民生委員、福祉活動団体などの地域で活動する団体やボランティアの情報が区民に分かりやすく伝わるのが大切です。また、団体にとっては、社会資源の正確な情報は重要です。

区役所は、住民ニーズにあった情報を収集し、電子や紙などの媒体だけではなく、口コミ等住民間の信頼関係を生かした情報伝達手段を活用して、地域の福祉情報を発信していきます。

(4)交通・安心：誰もが活動しやすい地域づくりをすること

住民が地域での活動を継続していくには活動しやすい環境が必要であり、特に、高齢者、障害者や子ども及び子育て中の家庭を含めた誰もが安心して外出できるまちが求められています。

区役所は、地域住民による防犯や心とハードのバリアフリーなどを進めるまちづくり活動への支援を進めていきます。

■第2期計画における「計画の理念」

1 基本理念

基本理念は、宮前区の目指すべき将来像です。区民の皆様の意見を尊重しながら、基本理念を次の通り決めました。この基本理念は、社会福祉法が示す地域福祉計画の要素である「地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」を計画の理念として位置づけたものです。

宮前の福祉をみんなで作る ～支え合う地域社会の実現を目指した地域力の向上～

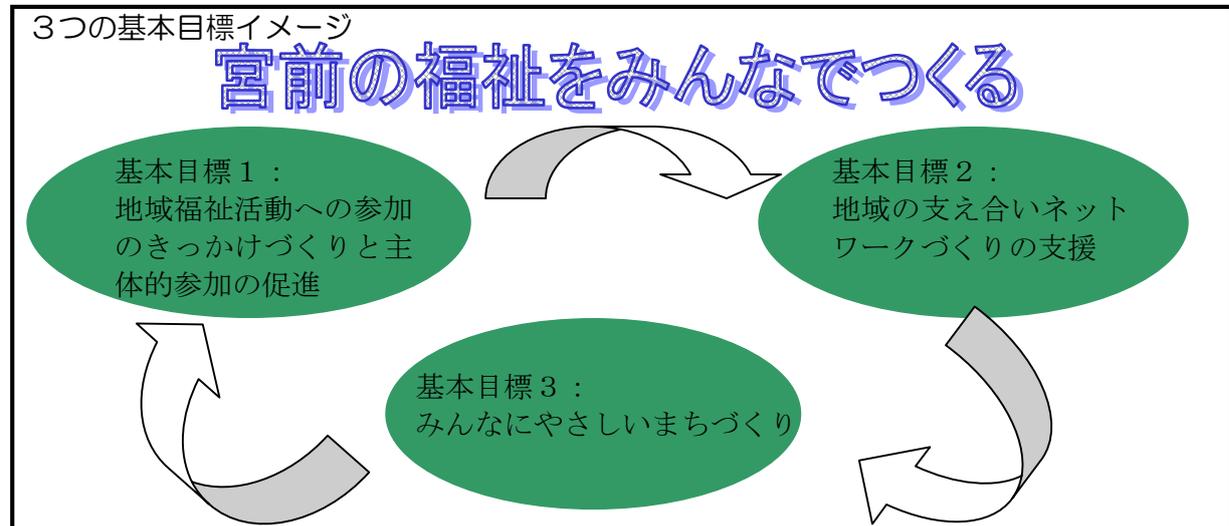
第1期計画の理念である「安心して暮らせるまちづくり～支えあう地域社会の実現を目指して～」と同じく、区民同士がつながりのある社会の実現を目指します。住民相互の支え合いにより、「誰もが福祉に積極的に参加するまち」「地域で支え合うまち」「誰もが活動しやすいまち」と三つが揃った区民が安心して暮らせるまちをつくらうとするものです。

2 3つの基本目標

宮前区の基本理念を実現するため、第2期計画では、「地域福祉活動への参加のきっかけづくりと主体的参加の促進」「地域の支え合いネットワークづくりの支援」「みんなにやさしいまちづくり」の3つの基本目標を定めました。これらの基本目標は、宮前区の地域福祉を推進する連続した関係を示すものです。

まず、「誰もが福祉に積極的に参加するまち」づくりをしていくために、基本目標1により区民が地域の福祉に関心を持ち、参加していくきっかけづくりへの取組を進めます。そして、これを踏まえた「地域で支え合うまち」づくりのために、基本目標2では地域のコミュニケーションを活性化し、支え合いのネットワークづくりを促進していきます。基本目標1と基本目標2を支える基盤整備として、「誰もが活動しやすいまち」づくりのために、基本目標3ではみんなにやさしいまちを目指した取組を推進していきます。

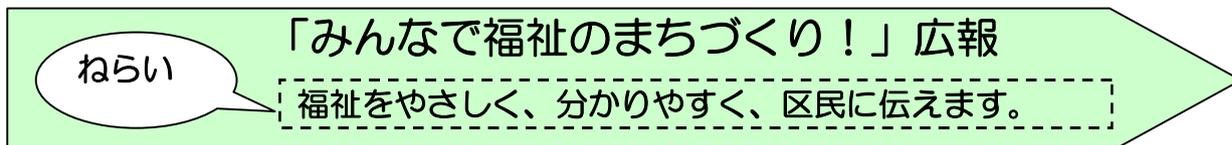
宮前区は、他の行政計画及び各福祉計画並びに区民会議に基づく様々な事業との連携を図りながら、基本目標に基づく取組を着実に進めることにより、宮前区を「支え合いのある安心して暮らせる地域」としてつくり上げていきます。



■第2期計画における重点的な取組

宮前区では第2期計画を策定するにあたり、計画推進の基礎となる重点事業を設定し、計画を索引していくという位置づけをしました。地域福祉に興味を持つ区民がさらに増えること、そして、区民交流が進むこと、また、小地域で行われている自主的活動が行いやすくなること等の視点から、重点事業に次のように取り組みます。

重点的な取組1



考え方

区民一人ひとりが、地域福祉活動に積極的に参加する地域をつくるには、第1に区民が地域福祉に興味を抱くことが必要です。そのために、福祉にはあまり縁のない生活を送っている多くの区民にとっても、気軽に地域福祉のを知ることができるきっかけが大切です。

第1期計画では、地域福祉に関する広報を行い、地域福祉計画に対する関心を高めるために、保健福祉等情報提供事業として「保健福祉センターご案内」「健康・福祉だより」といった小冊子を毎年1回から2回発行し、区内の家庭への全戸配布などをしてきました。

地域福祉や地域福祉計画に関する広報のより一層の推進の必要性は、区民からの意見として出されています。

従って、行政活動のみならず、住民の地域活動を含めた福祉のまちづくりというこれからの地域福祉の捉え方が宮前区民により一層浸透し、理解される広報を引き続き目指します。

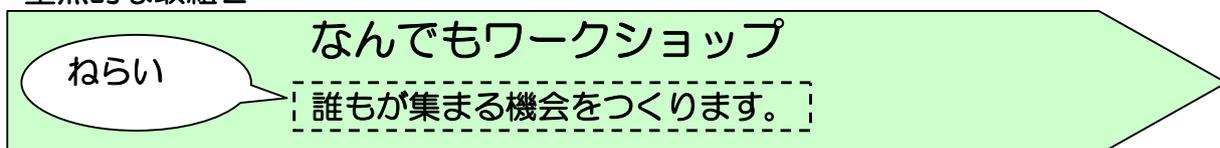
進め方

地域福祉活動や第2期宮前区地域福祉計画に関する情報が分かりやすく、入手しやすい発信方法を検討しながら、ポスター発行やホームページ等を充実し、広く区民に情報提供します。

講演会や講座等を通して、広く区民への地域福祉の普及啓発を図ります。

区役所職員向け研修により、職員に地域福祉の考え方や第2期地域福祉計画への理解を徹底し、通常業務を通して直接区民と接する中で伝えていくようにします。

重点的な取組2



考え方

区民交流を進めるには、ワークショップなどの区民参加による地区別意見交換会が有効です。

多様な区民がワークショップに参加するには、住民の身近な場所で、気軽に、楽しく、参加する内容が必要です。

進め方

区民が興味を持ちそうないろんなテーマを題材にして、区役所職員が、地域に出向いて小地域ごとのワークショップを開催します。

ワークショップの内容は、インターネットでも発信し、広く区民に伝えます。

重点的な取組3

ねらい

「区民活動の場」マップづくり

活動に使える場の確保の支援に取り組みます。

考え方

区内では様々な活動が行われていますが、区民からは市民活動の拠点が不足しているという意見が出されています。

今までは、老人いこいの家やこども文化センター等の公共施設が活動場所として考えられてきました。宮前区が発行しているガイドマップにも公共施設の情報は掲載されています。しかし、区内には団体や企業の施設が多数存在しています。これらの社会資源を地域福祉に役立てることで活動場所が増加し、利便性も向上することから、これらの施設についても地域活動に活用する体制づくりが必要です。

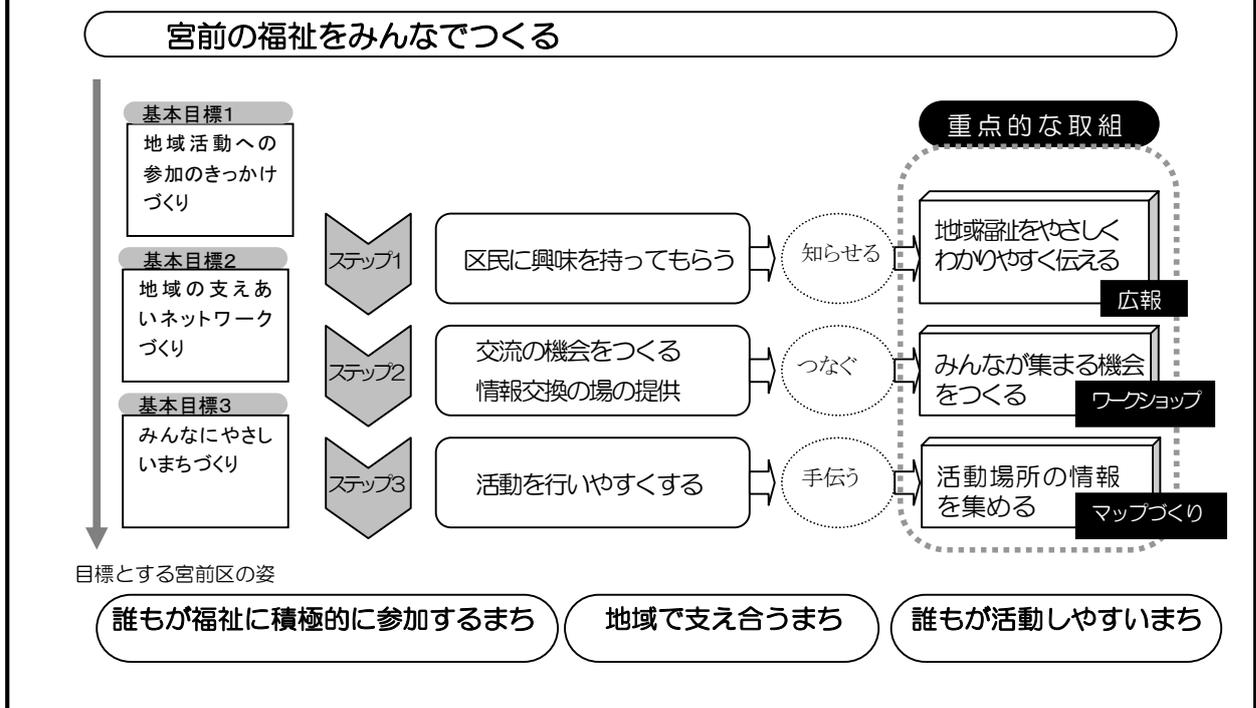
進め方

宮前区役所は団体や企業などと協働し、団体や企業が区内に保有する施設の会議室等について、地域住民の活動場所として利用可能かどうかの情報を集約する方法を検討します。

集約した「場所の情報」についてはホームページ等に掲載し、広く区民に提供します。

情報の区民への伝達は、区役所の窓口や宮前区役所が行う各種講座及び講演会等、区民により身近な場面や職員が区民と接する中でも行うように努めます。

基本目標と重点的な取組との関係図

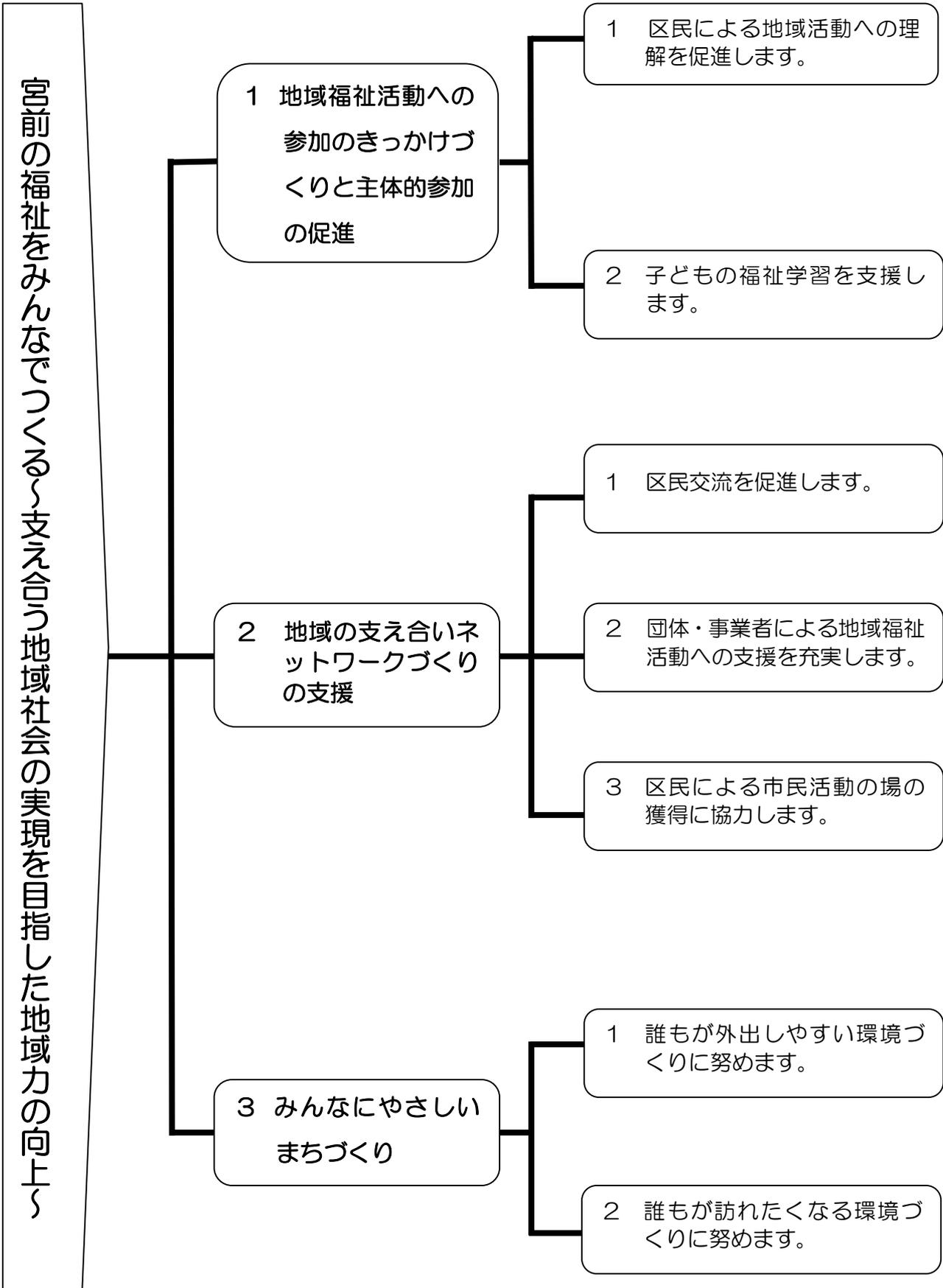


宮前区地域福祉計画 体系図

●計画の理念

●基本目標

●基本方針



宮前区の取組

基本目標1 地域福祉活動への参加のきっかけづくりと主体的参加の促進

住民が地域福祉活動に参加するには、自分が住む地域への親しみと福祉への理解が大切です。そこで、区民の地域福祉活動への主体的な参加を促進するために、宮前区への理解と関心を深めてもらうとともに、地域住民として福祉活動に参加するきっかけづくりを目的として、様々な福祉についての啓発活動を行います。特に、未来を担う子どもたちへの啓発活動を進めます。

基本方針1 区民による地域活動への理解を促進します

区民の参加意欲を促進するために、宮前区の魅力や区内の事業について、広報を行います。また、地域福祉活動への参加を身近なものにするためにきっかけづくりの一環として、宮前区の福祉についての啓発活動を行います。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 地域福祉や宮前区地域福祉計画について、区民が興味を持つ広報の充実	地域福祉の理念や第2期宮前区地域福祉計画に関する説明を通じて、住民が地域福祉活動への関心を持ち、地域の支え合いに参加するきっかけづくりをします。	<ul style="list-style-type: none"> ★ 「みんなで福祉のまちづくり！」広報（重点的な取組1） ★ 地域福祉及び地域福祉計画に関する講座等の開催 ★ 行政職員向け地域福祉研修の実施
2 区民が宮前区をより理解し、親しみを持つような広報の充実	宮前区内の福祉施設や福祉の事業などを含めた、区民が宮前区に対して関心や親しみを持つようなまちの姿を紹介します。	<ul style="list-style-type: none"> ●宮前区ガイドブック・マップの発行 ●宮前区役所事業概要の発行
3 宮前区の福祉について、区民が興味を持つ啓発活動の充実	区民が福祉に関心を持ち、福祉活動への参加が促進されるための研修・広報活動の一環として、福祉に関する講座を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎認知症キャラバン・メイト（認知症への理解を深めるための講師役）養成講座の開催 ★ 障害者サポーター養成講座の開催 ◎子育てボランティア養成講座の開催

基本方針2 子どもの福祉学習を支援します

将来にわたって積極的な活動者として期待される子どもたちの福祉への興味・関心を高め、福祉活動への参加促進を図るための学習機会の提供・広報活動を推進します。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 子どもに対する福祉保健活動団体及び福祉施設の情報やイベント情報の提供	子どもたちへの福祉情報の提供を円滑に進めるために、学校と福祉関係団体・施設との連携を強化するとともに、学校の負担を軽減するために、学校内で行なう福祉学習の担い手を養成します。	<ul style="list-style-type: none"> ★ 福祉学習関係者のネットワークづくり ★ 福祉学習サポーター養成講座の開催

*★は第2期宮前区地域福祉計画の独自事業。◎は保健福祉センターの事業。●は宮前区役所の関連事業。

基本目標2 地域の支え合いネットワークづくりの支援

地域福祉への興味・関心をもった住民が地域福祉活動に実際に参加するには、住民同士の交流を始まりとする住民の結びつきや団体づくりが必要となります。また、活動を始めた団体にとって地域で活動しやすい環境づくりも大切です。このように、福祉保健活動を行おうとする住民の交流や団体の活動を強化する支援を通じて、地域住民間の支え合いネットワークづくりを進めます。

基本方針1 区民交流を促進します

多様な関心を持つ住民同士の結びつきを促進するには、様々な交流のきっかけづくりが大切です。そこで、区民の関心が高いテーマでの交流会、講座や講演会の実施、区民との協働によるイベントの開催などを行います。また、顔の見える出会いの場づくりに加えて、インターネットを利用した交流の場づくりも進めます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 インターネットによる区民交流の推進	子どもから高齢者まで、誰でも手軽に利用できるインターネットによる情報発信を推進します。インターネット上の井戸端会議などによる地域の情報交流を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ポータルサイトの活用促進 ●町内会・自治会ホームページ作成の支援
2 地域での顔の見える関係づくりの促進	区民が興味を持つテーマをきっかけにして、地域住民が直接交流する機会をつくりながら、住民による交流会の開催を支援することで、重層的な地域の関係づくりを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ★なんでもワークショップ（重点的な取組2） ◎妊婦さんと先輩ママの交流会 ◎ウェルカム！みやまえキャンペーン第2弾（宮前区に転入してきた子育て家庭への地域情報の提供や交流会の開催） ◎民生委員や子育て団体が行う交流会などの地区活動への支援 ★子どもリーダー（子ども会）による老人クラブ訪問の支援
3 区民に対する講座や講演会等のイベントを開催することによる交流のきっかけづくり	区民の関心が高い高齢者や子育て中の家庭向けの講座や研修会及び障害者が参加するコンサートなどのイベントを通して、多様な区民の交流を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎精神障害者家族教室の開催 ◎「老人いこいの家」を利用した介護予防教室の実施 ●シニア相談等シニアの支援 ◎親と子の子育て応援セミナー事業 ◎高齢者支援制度や介護予防など高齢者に関する普及啓発活動の実施
4 宮前区の伝統や独自性を生かしたイベントの区民との協働運営	福祉団体等との協働による、宮前区内の特色を生かしたコンサートやお祭りなどのイベントを通して、子どもから高齢者まで、区民の交流を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●みやまえふれあいフェスタ ●宮前区民祭 ●「ディスカバーウォークみやまえ」開催による地域の福祉発見 ●しあわせを呼ぶコンサート

基本方針2：団体・事業者による地域福祉活動への支援を充実します

活動を始めた団体や事業者が地域で活動しやすい環境づくりのために、団体・事業者間の交流促進や団体による地域住民への広報活動を支援します。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 要援護者に対する民生委員・児童委員や近隣住民活動者が行う日常的な見守り活動や助け合い活動の支援	地域活動者と専門機関との連携・協力を強めることで、要援護者に対する見守り活動や助け合い活動の充実を目指します。	◎地域包括ケア連絡会議との連携・調整 ◎子ども支援ネットワーク事業 ★ 障害者支援ネットワーク事業
2 健康な高齢者を対象にした地域の自主的な健康づくり活動への支援	公園における体操など、地域での高齢者の自主的な取組を支援することにより、介護予防や健康増進、地域での仲間づくりを推進します。	◎体操マップの作成など、高齢者健康づくりの支援
3 障害者、高齢者、子育てなどの福祉に関係する団体による交流会の開催	福祉の分野ごとに活動する団体が集まり、情報交換や学習会などを通して交流を促進することを目指します。	◎精神保健福祉関係団体意見交換会 ◎宮前区すこやか連絡会の開催 ◎子育てボランティア学習交流会
4 福祉保健活動団体の広報活動に対する協力	活動団体に関する情報の提供や団体による地域住民向けの広報への協力を通じて、活動団体の地域への浸透を目指します。	★ 福祉活動団体の広報支援 ★ 地域福祉活動発表大会の開催 ◎総合的な子ども支援事業（子育てに関する情報発信） ◎親子の交流広場活動への支援

基本方針3：区民による市民活動の場の獲得に協力します

地域福祉活動を活性化するには、活動場所が必要となります。特に、小地域活動に対応する身近な場の確保が重要となります。そこで、公共施設等を活用した活動拠点を区内に整備するだけでなく、企業などの民間団体が管理する施設の情報提供を進めていきます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 福祉保健活動団体の活動場所確保への支援	区内の福祉保健活動団体が活動を行う際の場所探しの支援の一環として、団体や企業の事業所などの民間施設の情報提供をします。	★ 「区民活動の場」マップづくり（重点的な取組3）
2 市民活動拠点の利用拡大と環境整備	坂道や丘陵地が多い地域特性を踏まえ、区内に複数の市民活動拠点を整備し、区民の自主的な活動を支援するとともに、情報のネットワーク化を図り、地域の活動を促進します。	●市民活動支援拠点の整備
3 地域主催の講演会や交流会への開催支援	地域が行うまちづくりや防災に関する講演会や区民交流会の場所探しを支援します。	●地域住民組織の振興

基本目標3 みんなにやさしいまちづくり

坂が多い宮前区において、地域住民による身近な地域福祉活動を進めるためには、高齢者、障害者、子育て家庭など区民の誰にとってもやさしいまちづくりが必要です。そこで、地域住民によるまちづくり活動への支援等を通して、誰もが外出しやすい環境づくりを進めます。また、地域福祉活動の場所として、宮前区を訪れたくなる環境づくりを進めます。

基本方針1 誰もが外出しやすい環境づくりに努めます

区民の誰もが安心して外出できるやさしいまちづくりのためには、交通手段の整備や防犯パトロールなどの地域住民による活動も重要です。そこで、交通不便地域の解消を進めるとともに、住民による安全・安心なまちづくりのための活動を支援していきます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 安全・安心なまちづくりの推進	安全・安心なまちを目指して、住民団体による防犯活動との協力・調整や地域住民との連携によるまちの環境改善を進めていきます。	●安全・安心まちづくり協議会 ◎子ども安全・安心見守り事業
2 地域の支え合いによる身近な交通手段の確保の推進	高台にあり急速に高齢化が進んでいる地区などの交通不便の解消を図る取組を推進します。	●交通不便地域の解消・交通環境整備

基本方針2 誰もが訪れたくなる環境づくりに努めます

誰もが訪れたくなる環境づくりのためには、宮前区への入り口となる駅周辺とインターチェンジ周辺の環境整備が重要です。そこで、東急田園都市線と東名高速道路を利用した来訪者に向けたまちのイメージアップと分かりやすいまちづくりに取り組みます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 イメージのよいまちづくりの推進	川崎のイメージアップにつなげるために、住民と協働で、東名インターチェンジ周辺を子どもから高齢者まで誰もが親しみもてる景観に整備します。	●東名川崎インターチェンジ周辺整備の推進
2 分かりやすいまちづくりの推進	東名インターチェンジから生田緑地まで、子どもから高齢者まで誰もが分かりやすい、統一的なサイン表示などの検討調査を行います。 また、誰もが利用しやすい、鷺沼駅広場の交通環境改善に向けた検討等を行います。	●川崎の北の玄関口周辺の再構築 ●鷺沼駅周辺まちづくり調査

支え合う地域社会の実現を目指した地域力の向上

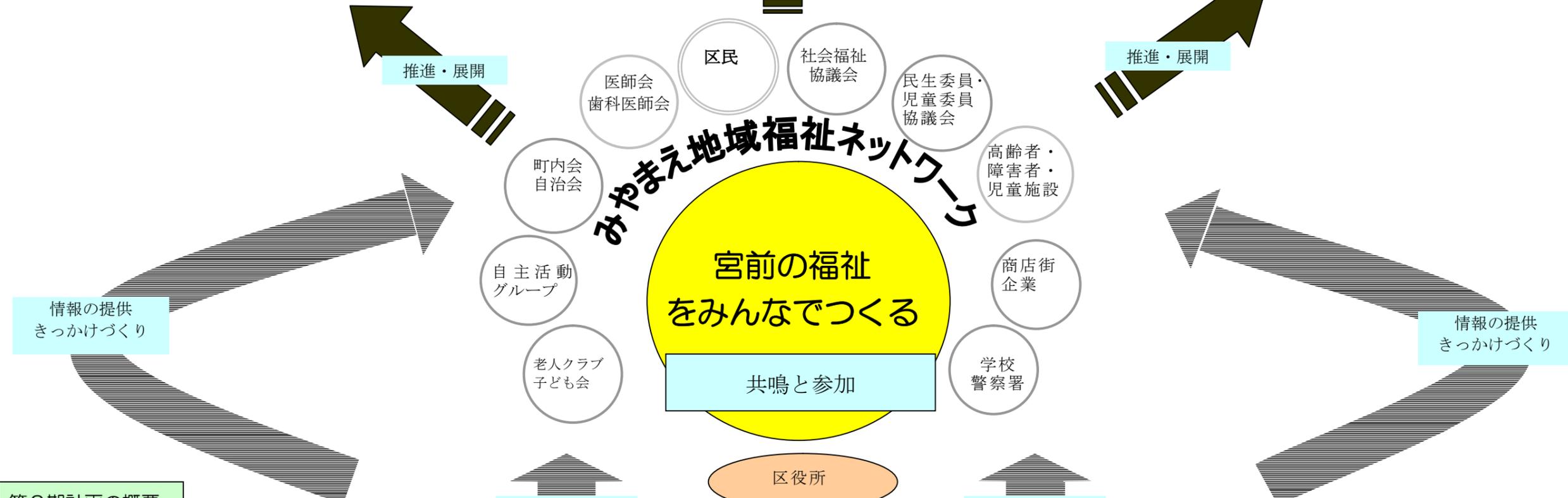
福祉はみんなのもの

福祉はみんなのため

誰もが福祉に積極的に参加するまち

誰もが活動しやすいまち

地域で支え合うまち



第2期計画の概要

基本目標1
地域福祉活動への参加のきっかけづくりと主体的参加の促進を目指します。

基本方針	
1 区民による地域活動への理解を促進します。	2 子どもの福祉学習を支援します。

基本目標2
地域の支え合いネットワークづくりの支援を目指します。

基本方針		
1 区民交流を促進します。	2 団体・事業者による地域福祉活動への支援を充実します。	3 区民による市民活動の場の獲得に協力します。

基本目標3
みんなにやさしいまちづくりを目指します。

基本方針	
1 誰もが外出しやすい環境づくりに努めます。	2 誰もが訪れたい環境づくりに努めます。

「みんなで福祉のまちづくり！」
広報

「区民活動の場」マップづくり

なんでもワークショップ

第2期計画の重点的な取組